

事 務 連 絡

令和2年4月9日

国土交通省住宅局

住宅生産課関係法人 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた
在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）

令和2年4月7日の第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）につきましては、既に周知等をさせて頂いたところですが、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤等、人との交わりを低減する取組については、基本的対処方針において、「強力に推進する」とされており、政府本部において、総理大臣より「ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1か月間に限定して、国民の皆様には、7割から8割の削減を目指し、外出自粛をお願いします。」との発言がありました。

つきましては、貴法人等においてテレワークや時差通勤等の今まで以上に強力な推進が図られるようご協力をお願いします。

なお、貴法人の所属会員に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

（添付資料）

・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた所管事業者における在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）（令和2年4月8日付大臣官房危機管理官事務連絡）